日調連発第１３３号
平成２５年８月８日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（参考送付）

この度、福岡会から別添のとおり、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

朝倉市（福岡県）　　平成２５年９月１日から

別添

福調発第２６７号
平成２５年７月３０日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　林　　千　年　殿

福岡県土地家屋調査士会
会　長　草　賀　裕　一　㊞

本人通知制度の導入について（お知らせ）

平素より、本会の会務運営につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記制度が福岡県朝倉市において、平成２５年９月１日より別紙のとおり導入される旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

以上

25　朝市第 197 号
平成 25 年 7 月　２５日

福岡県弁護士会長　様
福岡県司法書士会長　様
福岡県土地家屋調査士会長　様
九州北部税理士会長　様
福岡県社会保険労務士会長　様
日本弁理士会長　様
日本海事代理士会長　様
福岡県行政書士会長　様

福岡県朝倉市長　　森田　俊介　朝倉市長之印

本人通知制度の導入について（お知らせ）

平素より、戸籍・住民基本台帳事務の円滑な運営につきましては、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成 25 年９月１日より、朝倉市において、事前に登録された方の戸籍謄抄本や住民票の写し等を第三者に交付した際にその交付の事実をお知らせする「本人通知制度（事前登録型）」を導入することをお知らせするものです。

なお、本人通知制度は、法令等に基づくものではなく、朝倉市が要綱等を定めて実施するもので、制度の詳細につきましては下記担当までお問合せください。

また、これまでも統一請求用紙の使用目的欄への具体的な記載や、統一請求用紙の適切な保管管理について、厳正的確な制度運用にご協力いただいていることと思いますが、朝倉市におきましても、個人情報の厳格な取り扱いに努めて参りたいと考えておりますので、引き続きご協力いただきますよう、再度所属会員にご周知をお願いいたします

福岡県朝倉市市民課
担当　　柳瀬・大内田
電話　　０９４６－２２－１１１１（代表）
０９４６－２２－１１１３（直通）

福岡県 土地家屋調査士会 25.7.29 受付

0466